

職員の懲戒処分について①

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いました。

記

被 処 分 者	(1) 氏 名 (2) 所 属 行 財 政 局 付 (3) 年 齢 ・ 性 別 5 9 歳 ・ 男 性 (4) 職 位 ・ 職 種 局 長 ・ 事 務
処 分 日	令和4年4月8日
処 分 内 容	懲戒免職
事 案 概 要	<p>【事実経過】</p> <p>① 被処分者は、令和4年3月1日、以下の内容で起訴された。 子ども若者はぐくみ局長として、保育所等における安定的な施設運営を図るための補助金に係る交付決定等に関する職務に従事していたものであるが、平成31年3月、京都市内のホテルにおいて、左京区に所在する社会福祉法人理事長かつ同法人が経営する保育園園長（以下「理事長」という。）から、補助金などの各種行政的支援により前記社会福祉法人に有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、紳士国産腕時計1点（販売価格45万3492円）の供与を受け、もって自己の前記職務に関し賄賂を収受した。</p> <p>② 被処分者は、令和4年3月22日、以下の内容で追起訴された。 子ども若者はぐくみ局長として、保育所等に対する指導等の権限の行使に関する事項を決定する職務に従事していたものであるが、令和2年9月、京都市内のホテルにおいて、上記社会福祉法人が経営する保育園に対する指導監査等につき、理事長から前記保育園に有利かつ便宜な取り計らいをしてほしいなどの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、純金小判1点（販売価格39万8000円）の供与を受け、もって自己の前記職務に関し賄賂を収受した。</p> <p>【処分対象事実】</p> <p>被処分者は、本市職員による事情聴取において、以下の点を認めた。</p> <p>① 起訴事実に関して、平成31年3月、京都市内のホテルにおいて、理事長から当該腕時計を受領した後、不用品として処分し、換金したこと。</p> <p>② 追起訴事実に関して、令和2年9月、京都市内のホテルにおいて、理事長から、当該小判を受け取ったこと。</p>
備 考	本件処分は、上記処分対象事実が、京都市職員の懲戒処分に関する指針における倫理保持義務違反の規定に該当するとの評価に基づくものである。

前子ども若者はぐくみ局長収賄容疑事件調査委員会の取組状況について

1 取組経過

月日	開催等	取組内容等
2月15日	調査委員会設置	—
	第1回調査委員会	・捜査状況等に関する現状の共有 ・速やかに着手できることの整理
2月28日	第2回調査委員会	・捜査状況等に関する現状の共有 ・関連業務に係る調査の進め方や情報共有
3月11日	第3回調査委員会	・再逮捕に係る情報整理等
4月5日	参与の参画(※)	・取組内容等をよりの確なものとするため、第三者の立場から、助言や提案等をいただくことが目的。
(本市職員に対する事情聴取は既に着手しています。)		

※ 参画いただいた参与とその役割

役割	氏名等(肩書等)
調査委員会における調査の対象や内容等に係る助言や提案等	三野 岳彦氏 (京都総合法律事務所 弁護士)
公務員倫理の徹底や再発防止策等に係る助言や提案等	鶴養 幸雄氏 (一財)公務人材開発協会 業務執行理事)

2 委員構成の変更について

今後の取組の主眼が、従来の捜査機関による捜査の協力から、本市としての事実確認及び問題点の検証等に移行する段階にあることを踏まえ、取組の公正性を担保するため、委員構成を以下のとおり変更します。

(◎：委員長，○：副委員長，変更箇所：下線)

変更後(計9名)	変更前(計13名)
◎監察監	◎監察監
○行財政局長	○子ども若者はぐくみ局長
統括監察員	統括監察員
行財政局総務部長	行財政局人事部長
行財政局人事部長	子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室長
監察員	子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室監査担当部長
行財政局総務部総務課長	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室長
行財政局総務部法制課長	監察員
行財政局人事部人事課長	行財政局人事部人事課長
	子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室企画総務課長
	子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室児童施設監査指導課長
	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室幼保企画課長
	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室民営保育施設課長